

平成28年大網白里市議会第4回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 平成28年12月14日（水曜日）午前9時57分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

加藤岡 美佐子	委員長	小金井 勉	副委員長
森 建 二	委員	蛭 田 公二郎	委員
秋 葉 好 美	委員	宮 間 文 夫	委員

---

出席説明員

国保大網病院 事務長	酒 井 総	国保大網病院 主査兼管理班 健康増進課長	松 本 剣 児
健康増進課長	石 原 治 幸	健 副	伊 藤 文 江

---

事務局職員出席者

議会事務局長	秋 本 勝 則	書	記	安 井 與志秀
--------	---------	---	---	---------

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査について

- ・議案第3号 平成28年度大網白里市病院事業会計補正予算
- ・議案第8号 山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約を廃止する規約の制定  
に関する協議について

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（小金井 勉副委員長） おはようございます。これより、文教福祉常任委員会を始めます。

（午前 9時57分）

---

◎委員長挨拶

○副委員長（小金井 勉副委員長） 委員長、挨拶、よろしくお願いします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 毎日、一緒の皆様ですから、別に改めてはありませんが、今日は3点ほど、何か議案があるようですので、皆様のご協力をいただきまして、スムーズに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

（「委員長、傍聴がありますので、許可をしていただいて。」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 傍聴の希望がありましたので、これを許可します。傍聴者を入室させてください。

（傍聴者 入室）

○副委員長（小金井 勉副委員長） 続きまして、協議事項に入ります。

委員長、よろしくお願いします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 本日の出席委員は6名ですので、委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

◎議案第3号 平成28年度大網白里市病院事業会計補正予算

◎議案第8号 山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約を廃止する規約の制定に関する協議について

○委員長（加藤岡美佐子委員長） それでは、常任委員会に付託となった議案第3号 平成28年度大網白里市病院事業会計補正予算、議案第8号 山武郡市予防接種被害調査委員会共同設置規約を廃止する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

はじめに、大網病院を入室させてください。

（大網病院 入室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 大網病院の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔をお願いいたします。なお、説明終了後、各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、事務長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第3号の説明をお願いいたします。

○酒井 総国保大網病院事務長 大網病院です。よろしくお願いいたします。

それでは、職員のほうを紹介いたします。

管理班長の松本でございます。

酒井です、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号 病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

それでは、資料のほう、12月補正予算案の概要の5ページ、一番下のほうでございます。

議案第3号 病院事業会計補正予算、債務負担行為の設定でございます。

はじめに、空調設備機器保守点検業務でございますが、翌年度当初から直ちに業務を開始する必要があるため、平成29年度において限度額723万2,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、CT装置保守業務でございますが、本年度導入する予定のCT装置について、今後の必要にあたり、長期にわたり保守業務の契約を年度内に行う必要があるため、平成29年度から35年度において限度額7,553万6,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

なお、CT装置につきましては、3月の下旬の設置を目指して作業を進めているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ただいま説明がありました議案第3号について、ご質問等があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 CT装置保守業務ですけれども、29年から35年、7カ年で7,553万6,000円ということで、高度な機械なもので大体年間1,000万ぐらいざっとかかるということなんでしょうけれども、これ全く素人でわからないんですけれども、どういう機関がどのように保守をするということなんでしょうか。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） はい。

○酒井 総国保大網病院事務長 CTの保守なんですけれども、どうしても装置自体が高額であって、特殊なものでございますので、これはメーカーのほうで保守、メンテナンスをするような、製造したところでメンテナンスをするということになります。

金額も高額なんですけれども、今までX線を放射する管球を2年少しで交換していたんですけれども、その交換費用だけでも1,800万を超える費用がかかっていたんですが、今回はその交換費用も含んだ保守費用を計上させていただいて、全体としては保守の費用が従前を超えない形で、若干少なくなるような形で考えまして、今回こういう計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 森委員。

○森 建二委員 この保守業務が年間1,000万円ということで、私も素人ながら、随分するものだなと思いますし、そういった意味では、やむを得ないのかなと思うんですが、そうしますと、これ以外にももとの3月に新しい機械を導入するという形になるんでしょうか。そうすると購入費用を含んだ形の保守の費用ということなのか。それとも、全く別に購入費用というのは、また別にかかってくるという考えになるんでしょうか。お願いします。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 事務長。

○酒井 総国保大網病院事務長 今、使用してございますCT装置が更新時期を迎えましたので、新たにCT装置を購入するというので、その予算につきましては、別途28年度予算で計上してございまして、それで購入したわけなんですけど、保守費用は別にこれから計上させていただくというところでございます。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） はい。

○森 建二委員 大体、このCTスキャンのこの機械というのは、何年ぐらい使えるものなんでしょうか。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 事務長。

○酒井 総国保大網病院事務長 明確な決まりはないと思うんですけども、通常法定耐用年数、経理上の耐用年数ですと医療機器は6年となっていて、今実際に使っているものは、これから入れかえるまでですと、8年2カ月ぐらい使用するというので、修理しながら十分使えますので、8年以上は使えるものと今考えております。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） いいですか。ほかに。

秋葉委員。

○秋葉好美委員 このCTの機械に対しての点検というのは何年おきとか何かあるんですかね。半年とか、定期点検。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） はい。

○松本剣児国保大網病院主査兼管理班長 点検なんですけれども、この保守、今回の出させていただいているもので、1年で3回点検を。それ以外でも不都合があれば、随時来ていただいて、導入当初は新しいので3回で済むと思いますけれども、経年劣化で多少件数が増えることは将来的にはあると思います。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 秋葉委員。

○秋葉好美委員 じゃ、年二、三回は点検はされるということですよ。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 森委員。

○森 建二委員 そうしますと、その中に万が一壊れてしまう場合は、その年間1,000万の中に全て含まれる。例えば操作ミスで極端な話爆発しちゃったとかいう場合も、全てこの1,000万円の中に含まれるというところよろしいのでしょうか。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 松本班長。

○松本剣児国保大網病院主査兼管理班長 そうですね、フルメンテナンスという形で保守費用、高額な部品も全部含む形になりますので、部品の故障については含まれます。ただ、操作ミスになりますと、それはやはり通常ちょっとあまりケースはないとは思われますけれども、そこまではメーカーのほうでは、おそらくはもたないと思います。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 森委員。

○森 建二委員 想定外のことが万が一起こってしまった場合は、その時点で考えなければいけないということになるんですね、費用的には。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 松本班長。

○松本剣児国保大網病院主査兼管理班長 そうですね、その想定外の範囲があると思うんですけれども、例えばその機種の種類によるものであれば、これはもう製造者の責任になると思いますので、一般的には。利用者側の医療ミスということになりますと、それは当然メーカーは関係ないですので、医療者側、あるいは病院の事故という形になると思います。それにつきましては、医療事故が生じた場合は、全然これとは別な話で、今、病院として損害賠償保険に加入しておりますので、そこでの対応になると思います。

以上です。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 秋葉委員。

○秋葉好美委員 やはり医療の現場に立ち会うわけですので、やはり安全・安心というのが一番大事だと思います。今非常に医療ミスという部分で取り上げられていることも多いので、最善を尽くしていただきたいなと、そう思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長(加藤岡美佐子委員長) ほかに質問があれば。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) よろしいですか。

では、大網病院の皆さん、ご苦労さまでした。

退席していただいて結構でございます。

(大網病院 退室)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) では、次に、健康増進課を入室させてください。

(健康増進課 入室)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) 健康増進課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第8号の説明をお願いいたします。

○石原治幸健康増進課長 それでは、職員、隣が副課長の伊藤でございます。

私、石原です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号の提案理由のほうを説明いたします。

山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約を廃止する規約の制定に関する協議について、ご説明いたします。

こちらについては、本市のほか2市3町で共同設置する山武郡市予防接種健康被害調査委員会について、迅速な対応を図るため、共同設置を廃止することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定によりまして、関係地方公共団体と協議するにあたり、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定によって議会の議決を求めるものでござい

ます。

詳細につきましては、まず制定の趣旨でございますが、目的としまして、予防接種による健康被害の発生の際に、当該事例について医学的見地から調査を行うものでございます。こちらの設置の経緯でございますが、昭和56年に保健所から市町村への設置指導がありまして、山武郡内部の衛生環境部会で議論した結果、昭和57年7月1日に当時の山武郡市1市7町1村ということで共同設置をいたしました。

構成のメンバーとしましては、山武郡市医師会を代表する者と関係市町村の長、それと保健所長、千葉県知事の推薦する専門医ということで、以上9名で任期、委嘱期間ということで2年ということで、現在では平成29年3月31日までとなっております。

この間の調査、実際に行った件数は3件となっております。こちら全て東金市です。

それと、県内の設置の状況ですが、うちのように共同設置をしている市というのは、山武郡市だけで、ほかは全て単独設置となっております。

それと今後の予定なんですが、この協議が整いましたら、協議書のほうを県のほうに提出して、成立しましたら、今後、平成29年市議会第1回の定例会で条例のほうを提出する予定であります。

以上でございます。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ただいま説明がありました議案第8号について、ご質問があればお願いいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 この4の参考のところに調査件数、東金市3件というのは、これはこれまでに調査委員会にかかったものということなんですね。今かかっているというものではないですね。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 石原課長。

○石原治幸健康増進課長 一応この3件、東金市なんですが、内容については1件目が平成3年の1月、2件目が平成8年の4月に、3件目が平成15年それ以降はございません。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 そうすると、今後はこの山武郡市の調査委員会というのは、廃止をして、各市町村で独自に調査委員会を設置したほうが機動的だということで、今回廃止をするということで、そういう関連の議案を1月に提案するというんですけども、そうすると、



大網白里市以外のところも同じような考え、それぞれ市町村で単独でということに今後になるわけですか。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 石原課長。

○石原治幸健康増進課長 そのとおりでございます。一応その話が整ったことによって、今回協議を出して、流れる的には全てがオーケーになれば、同じように条例を制定するというところで、その話までは協議は整っております。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） はい。

○蛭田公二郎委員 そうすると、この一番下のところに、県内設置状況は全て県内他市は単独設置済みというので、この山武郡市がみんな市町村が単独になれば、これで県内全て各市町村単独で機動的に調査をできるということになるということなのね。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ほかに。

秋葉委員。

○秋葉好美委員 これは昭和57年に構成団体になっているんですけども、なぜこの時期なのかという、もうちょっと早目の検討会みたいなのはなかったのかなと思うんですが。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 石原課長。

○石原治幸健康増進課長 こちらにつきましては、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部との施行についてということで、これは昭和52年3月7日に通知がございまして、57年に設置されたので。

（「今になってこの話が出たのかということ、ちょっとお聞きしたかった」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 課長。

○石原治幸健康増進課長 こちらにつきましては、はじめに東金市のほうが事務局をやっているんですけども、現在、もしどこかあった場合に、東金市が調整をしなければいけないと。そうすると、東金市と例えば大網白里市で事案が起こった場合、その書類とか、いろいろ調査をやった後、構成が山武郡市の首長でありますんで、その日程調整等でかなり時間がかかってしまうということがありまして、実際に協議したのが約2年前になってしまっているんですけども、そういうことから早急にやろうということで、今回整ったという状況です。

○秋葉好美委員 時間が、ちょっと私もこのへんが、かなりね、昭和57年となるとね、かなり期間が37年間たっているんで、なぜ今なのかというと、規定があったということなんです

けれども、その経緯がちょっとわからなくて、今聞いたところなんですけれども。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 課長。

○石原治幸健康増進課長 ちょっと手元にはないんですが、現在では共同設置はどこにもないんですけれども、ほかの市町村もやはり同じようなところがあって、申しわけないですけれども、うちのほうは今に至っているところで、どこも全て最初から単独ではなかったということですね。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） ほかにございますか。

はい。

○森 建二委員 そうしますと、大網白里市予防接種健康被害調査委員会というものが、これからできると思うんです。これはまた新たなお話になってくるかと思うんですが、今の時点でどのような規模でどのような人材で行われるのかの予定を教えてくださいませんか。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 課長。

○石原治幸健康増進課長 実際に今の設置状況は、山武郡市の医師会を代表する者と各首長、あと保健所長と千葉県知事の推薦する専門医師ということで、予定しているのは同じ状況で、まず保健所長と千葉県知事の推薦する専門医ということで、これはお願いして、まずその2名と、あと山武郡市の医師会代表というのを、今後は、まだもちろんこれ次の条例制定なんですけど、市内の医師会が大網白里市にありますんで、そこの先生を頼むのと、あとは各首長のトップという、もう単独設置なんで、そこが市長なのか、副市長なのか、そこはまだ未定ですけれども、そのメンバーを考えております。

以上です。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 森委員。

○森 建二委員 民間の方をぜひある程度、お願いしたいと思って、何かやはりどうしても医師の方ですとか、専門的な方のみでやると、ちょっと一般的な世論から乖離してしまうことが考えられるかもしれませんので、ある程度、誰でもいいという形ではないんでしょうけれども、例えば教育委員の中でとか、そういった形の中から、ある程度一般の感覚を持った方も選んでいただけるといいんじゃないかなと個人的に思いますので、これ要望ですが、お願いをいたします。一般のというとあれでしょうけれども、有識者というんですかね、そういう形の方が入っていただければよろしいのかなと思います。いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 そうすると、今回は廃止するために、この協議をすると。そのために今回、議会で承認してもらって、これが今回の議会で承認となれば、それを受けて今度の第1回定例会のときに、これは大綱だけじゃなくて各市町村とも同じように廃止をするということ。そして、各市町村がそれを各委員会を設置するということ、確認だと、そういうことですね。同じことをね、大変失礼しました。ということですね。

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 皆様、よろしゅうございますね。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 健康増進課の皆さん、ご苦労さまでした。

退席されて結構でございます。

（健康推進課 退室）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） それでは、各議案について取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第3号及び議案第8号に対する意見及び討論などございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 意見がございませんようですので、ただいまから付託議案に対する採決を行います。

はじめに、議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 賛成総員ですね。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

それでは、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（加藤岡美佐子委員長） 賛成総員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

---

◎その他

○副委員長（小金井 勉副委員長） その他何かありますか。

(「事務局からはありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(加藤岡美佐子委員長) なければ、以上で協議事項とその他を終了いたしたいと思  
います。

---

◎閉会の宣告

○副委員長(小金井 勉副委員長) 以上で文教福祉常任委員会を終わります。

(午前10時25分)